

農村の振興

—令和6年度食料・農業・農村白書から—

政府は、令和7年5月30日に「令和6年度食料・農業・農村白書」を閣議決定し、公表した。そのうちから、「第6章 農村の振興」の部分を紹介する。

なお、白書の構成は次のようになっている。

- 特集1 新たな食料・農業・農村基本計画の策定
- 特集2 合理的な価格の形成のための取組を推進
- 特集3 スマート農業技術の活用と今後の展望
- トピックス1 農林水産物・食品の輸出促進
- トピックス2 みどりの食料システム戦略の進展と消費者の行動変容
- トピックス3 女性活躍の推進
- トピックス4 農福連携の更なる推進
- トピックス5 令和6年能登半島地震等への対応・
- 第1章 世界の食料需給と我が国の食料供給の確保・
- 第2章 農業の持続的な発展
- 第3章 農林水産物・食品の輸出促進
- 第4章 食料安全保障の確保のための持続的な食料システム
- 第5章 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮
- 第6章 農村の振興
- 第7章 災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等

第6章 農村の振興

第1節 農村の動向

我が国の農村では、人口減少と高齢化が並行して著しく進行しており、その影響は地域の基礎的な社会集団である農業集落に強く表れています。

本節では、農村人口や農業集落の動向について紹介します。

(1) 農村人口の動向

(農村における人口減少と高齢化が進行)

農村において人口減少と高齢化が並行して進行しています。総務省の国勢調査によると、令和2(2020)年の人口は、平成27(2015)年に比べ都市で142万人(1.6%)増加したのに対し、農村では237万人(5.9%)減少しています。農村では生産年齢人口(15~64歳)、年少人口(14歳以下)が大きく減少しているほか、総人口に占める老年人口(65歳以上)の割合は、都市の25%に対し、農村では35%となっており、農村において高齢化が進んでいることがうかがわれます。

従来、農村を含む過疎地域の人口減少は、都市への流出人口による社会減が主要因

でしたが、平成21(2009)年度を境として、高齢化により自然減がそれを上回るようになりました。今後、農村への移住等により、社会減が一定程度緩和されたとしても、それを上回る規模で自然減が進行することが予想されています。人口減少が特に著しい地域では、集落の存続が危ぶまれており、これまで集落の共同活動により支えられてきた、農業生産活動の継続が困難になることが懸念されます。

(農村・都市ともに、平均出生子ども数は減少傾向で推移)

国立社会保障・人口問題研究所が令和3(2021)年6月に実施した調査によると、令和3(2021)年の平均出生子ども数は、農村で1.97人、都市で1.74人となりました。

農村・都市ともに平均出生子ども数は減少傾向にある一方、農村が都市を上回っている状況にあります。

さらに、厚生労働省の令和5年人口動態統計によると、全国の合計特殊出生率は1.20であり、都道府県別では沖縄県が1.60、宮崎県・長崎県が1.49となる一方、東京都が0.99、北海道が1.06、宮城県が1.07となりました。

出生率の動向には多様な要因が影響を及ぼすため、因果関係は必ずしも明らかではありませんが、令和3(2021)年3月に一般社団法人北海道総合研究調査会が公表した「地域の出生率に影響を及ぼす要因の分析に関する調査研究報告書」によれば、人口規模の異なる全国10市町村を対象にした研究の結果、「第1次産業の割合の高さは、職住近接や家族・地域ぐるみの子育ての観点から出生率に望ましい効果を与えていることが示唆される」としています。

(農村では製造業や医療・福祉等々の多様な産業が展開)

総務省の国勢調査によると、令和2(2020)年の農村の産業別就業者数は、「製造業」が348万人で最も多く、次いで「医療、福祉」となっています。一方、「農業、林業」は156万人で全体の8.6%となっており、農村では第一次産業に限らず、多様な産業が展開されています。農村人口の減少・高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、農村での就業機会を確保するためには、農村における産業の振興や起業を促していくことが重要です。

(2) 農業集落の動向

(農業集落の小規模化や混住化が進行)

我が国の農業集落は、地域に密着した水路・農道・ため池等の農業生産基盤や収穫期の共同作業・共同出荷といった農業生産面のほか、集落の寄り合い等の協働の取組や伝統・文化の継承といった生活面にまで、密接に結び付いた地域コミュニティとして機能しています。

しかしながら、農業集落では人口減少と高齢化の影響により小規模化が進んでおり、総戸数が9戸以下の農業集落の割合は、令和2(2020)年で7.8%となっています。

また、農業集落の総戸数に占める農家の割合を見ると、令和2(2020)年は5.8%にまで低下しており、混住化が大きく進んでいる様子がうかがわれます。

小規模な集落では、単独で農業生産や生活支援に係る集落機能を維持することが困難になるとともに、集落機能の低下が更なる集落の人口減少につながり、集落の存続が困

難になることが懸念されています。

老年人口割合が高い農業集落では、生活の利便性が低いと、更なる人口減少・高齢化につながり、集落の存続が危うくなってきます。このサイクルを断ち切るため、買物や医療、教育等へのアクセスのほか、高齢者を見守る福祉サービスといった、日々の生活を支える生活環境の改善が重要になってきます。

このため、広域的な範囲で支え合う組織づくりを進めるとともに、農業生産の継続と併せて生活環境の改善を図る必要があります。集落機能の維持はその地域の農地の保全や農業生産活動の継続にも影響することから、農村における労働人口の確保やコミュニティ機能の維持は重要な課題となっています。

(農業集落の自立的な発展を目指す取組が各地で展開)

過疎化・高齢化等により、農村の活力低下が見られる一方、地域住民が主体となって農業集落の自立的な発展を目指す取組が各地で進められています。

地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う「地域運営組織(RMO)」や、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された「小さな拠点」の数は全国的に増加傾向にあり、小さな拠点は地域の祭りや公的施設の運営等の様々な活動の場となっています。

農林水産省では、地域の創意工夫による活動の計画づくり、農業者を含む地域住民の就業の場の確保及び農山漁村における所得向上・雇用増大につながる取組に対して、総合的に支援することで、地域コミュニティの維持・強化に加え、農山漁村の活性化や自立的な発展を後押ししています。

(事例)「農村起業家」の育成により、農村の活性化を推進(広島県)

(1)「塾」開講で農村起業家を育成

農村の発展には、地域資源を活用した魅力的な製品・サービスを提供する事業者の存在が欠かせません。広島県竹原市の農ライフーズ株式会社は、農村の起業家を育成することを狙いとした「農村起業塾」を令和6(2024)年4月から開講しました

同社は、同市の中山間地域に所在する田万里地区において、自社で栽培した水稻を原料とする米粉ドーナツの製造・販売に加え、公民館を改修した宿泊・飲食施設「田万里家」を運営しています。

同施設には、令和5(2023)年度に周辺の都市部等から延べ約3万人が訪れており、地域の活性化に貢献しています。

同施設のように、農業生産に飲食や宿泊等を複合的に組み合わせた事業に取り組むことで、農業生産の規模拡大や効率化に限界のある中山間地域においても、収益性を向上させることが可能になります。農村起業塾では、同施設の事例をモデルケースの一つとしつつ、塾生が考案した事業内容等について指導やアドバイスを行っています。

(2) 今後は地方公共団体や地域おこし協力隊等と提携

同社は今後、各地の地法公共団体、地域おこし協力隊や企業等との連携を強化

するなど、受講者を増やしていく考えで、全国規模で農村起業家の育成を目指しています。

第2節 農村の総合的な振興

我が国の農村では、集落活動を担う人材が附則し、農地保全や水管理等の取組が低調となる地域が増加すること等が懸念されています。このような中、農山漁村における定住や交流促進、関係人口の創出・拡大に向け、所得の向上と雇用機会を生み出し、農村における付加価値を創出する「経済面」の取組と、生活の利便性を確保する「生活面」の取組を推進し、農村の総合的な振興を図っていくことが必要となっています。

本節では、農村の活性化に向けた取組や生活インフラ等の確保、地域コミュニティ機能の維持・強化に関する取組について紹介します。

(1) 農村の活性化に向けた取組の推進

(農村の活性化に向けて「経済面」「生活面」の取組等を推進)

農村を活性化させるには、農村に人材を呼び込むことが必要です。農林水産省では多様な人材の呼び込みに必要な農村の「経済面」の取組を強化するため、6次産業化や農泊といった、地域資源を活用して付加価値を創出する取組を推進するとともに、関係人口も交えて地域に根差した経済活動が安定的に営まれるよう、地法公共団体と民間企業等が連携して、これらの取組への関わりを後押しすることとしています。

(事例) 地域の課題を農業で解決するむらづくり事業を推進(愛媛県)

(1) 「地域の課題を農業で解決する」をミッションに、ソーシャルビジネスを展開

愛媛県西予市の百姓百品グループは、「地域の課題を農業で解決する」をミッションに、地域の課題を持続可能な事業として位置付け、販売・生産・福祉に関わる三つの組織が連携する形で解決に取り組むソーシャルビジネスを展開しています。

同グループの百姓百品株式会社は、直売所の運営や生活協同組合店舗でのインショップ事業等を行っており、地域の小規模農家の販売面における貴重な受け皿となっています。生産組織である株式会社ノムランドは、耕作の継続が困難となった農地を地域の農業者から借り受け、青ねぎを生産し、県内の食品事業者等との間で青ねぎの契約取引を行っており、今後、地域の中心的な経営体に成長することが期待されています。就労継続支援B型事業所を運営している株式会社野村福祉園は、農福連携に取り組んでおり、直売所の清掃や青ねぎの出荷調製といったグループ内での作業のほか、地域の他企業からの作業委託にも対応しており、地区平均を超える高い工賃を実現しています。

(2) 農業から生まれる価値の提供を次の世代に引き継ぐ

同グループは、農家と非農家が一体となり、主体的に関わり合い運営に参加

してきたことで、平成30(2018)年の「平成30年7月豪雨」からの復旧を含め、地域課題の解決に取り組む中心的な主体としてなくてはならない組織に成長してきました。また、近年では三つの株式会社それぞれの代表取締役役女性に就任するなど、多様な人材の参画と世代交代も進んでおり、今後も農業を軸とした持続的な地域づくりを通じ、中山間地域を守り育て、地域の「たからもの＝田からのもの」を社会に提供し続ける存在として、若い世代と共に活動を継続していくこととしています。

また、「生活面」の取組として、中山間地域等において複数の集落の機能を補完し、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティ維持に資する取組を行う組織である「農村型地域運営組織」(以下「農村RMO」という。)の形成を推進しています。

さらに、棚田地域を含む中山間地域等において、棚田サポーター制度等を通じ、活力を創出するための社会貢献やビジネスの展開を図る企業の活動を後押しし、企業と地域との相互補完的なパートナーシップの構築を推進することとしています。

くわえて、土地利用に関し、地域ぐるみの話し合いを通じ、農地の粗放的な利用を含めた計画的な活用のあり方を定め、それに即して景観作物等の導入やきめ細かな基盤整備などの支援を行うこととしています。

(コラム) 地域特産品を活用した「まちづくり」の取組を展開

近年、地域を象徴する特産品を条例に位置付けることで、地域の良さを再認識するきっかけづくりや郷土への愛着形成を図り、地域一体で地域の活力創生に取り組む動きが広がっています。

千葉県富里市では、特産品であるすいかを守ることを目的として、令和3(2021)年3月に「富里市すいか条例」を制定しました。同条例では、富里のすいかを地域の象徴する特産品と位置付け、市、生産者、事業者及び市民の役割や協力・連携、情報発信等を規定しています。

条例の制定を受け、「富里すいか」のポスターを作成し、首都圏の電車内に掲示するなどのブランド強化への取組を行っています。

また、山形県寒河江市では、「さくらんぼ」にこだわった「まちづくり」を推進しており、令和6(2024)年6月に「さくらんぼのまち寒河江推進条例」を制定しました。同条例では、市の特産品である「さくらんぼ」を市民の誇りと位置付け、生産者、事業者、市民及び市がそれぞれの役割に応じた取組に努めるとともに、相互に連携・協力すること等を規定しています。同市では、条例を通じて「さくらんぼ」を核としたまちづくりを更に推進し、未来へ継承することとしています。

このような特色ある農林水産品等を地域資源として活かし、住民の理解・参加

を得ながら地域全体で盛り上げるまちづくりの取組は、地域の振興につながるだけでなく、農業の持続的な発展を図る上でも重要な意義を有しています。

(デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく農村の活性化を図る取組の広がり)

政府は「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタル技術の活用によって地方創生を加速化・深化し、各地域における優良事例の横展開の加速化等を図ることとしています。例えば、農村における人口減少を補うため、積極的に都市から農村への移住を進めることとしており、DXを進めるための情報基盤の整備、デジタル技術を活用したサテライトオフィス等の整備を行い、地方公共団体間の連携を促進しつつ、移住を促進するための農村における環境整備を進めています。

また、農林水産省では、魅力ある豊かな「デジタル田園」の創出に向けて、関係府省と連携し、中山間地域等におけるデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援するとともに、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣や企業とのマッチング、スマート農業やインフラ管理等に必要な情報通信環境の整備等を支援することとしています。

(地方創生2.0に基づいた農山漁村の地方創生の推進)

令和6(2024)年12月、地方創生2.0の「基本的な考え方」が新しい地方経済・生活環境創生本部において策定されました。この中で、「基本的な考え方」の基本構想(令和7(2025)年夏に策定予定。)の5本柱として、①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、③付加価値創出型の新しい地方経済の創生、④デジタル・新技術の徹底活用及び⑤「産官学金労言」の連携等、国民的な機運の向上が示されました。

農林水産省では、上記を踏まえ、令和7(2025)年2月、農山漁村における課題解決を図るため、『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」を創設し、関係府省庁、地方公共団体、郵便局、民間企業、教育機関、金融機関等が参画して地域と企業のマッチングや連携の在り方を議論する「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームを立ち上げました。

同年2月に、同プラットフォームの設立を記念したシンポジウムを開催し機運醸成を図るとともに、①通いによる農林水産業への参画・コミュニティ維持、②農山漁村を支える官民の副業促進、③市街地と農山漁村間における物流網の維持・確保及び④外部企業との案件形成に向けた民間資金・人材の確保といった四つのテーマごとに専門部会等を設け、現場での案件形成を進める上で参考となる事例の収集や手引の作成等に取り組んでいます。

また、テーマ④外部企業との案件形成に向けた民間資金・人材の確保に関連して、農林水産省では、官民共創の仕組みを試行的に実施するため、令和6(2024)年度においては、熊本県内市町村等における農業・農村の課題と、民間企業が有する解決策とのマッチングや案件形成に向けた地域と企業への伴走支援等に取り組みました。

あわせて、同事業の進捗や地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用した地域課題の解決事例の発信等を行っていくこととしています。

(2) 生活インフラ等の確保

(農村地域における交通・教育・医療・福祉等の充実を推進))

人口減少が進む農村においては、担い手の育成や農地の集積・集約化等の農業政策に加え、交通・教育・医療・福祉といった地域に定住するための諸条件の維持・確保が重要となっています。

このような中、生活の利便性向上や地域交流に必要な買物支援、ライドシェア等を推進するとともに、活力ある学校づくりに向けたきめ細かな取組を推進しています。また、へき地における医療の確保を図るとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

(農業・農村における情報通信環境の整備を推進)

農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装、地域の活性化を図るため、ICT等の活用に向けた情報通信環境を整備することが重要な課題となっています。

令和5(2023)年度に農林水産省で行った推計によると、農地の一部又は全部で携帯電話等サービスを利用できない面積は約10万haで、全国の農地の約2.3%となっています。

農林水産省では、総務省と連携しつつ、農業・農村における情報通信環境の整備に取り組んでおり、行政、土地改良区、農協、民間企業等による官民連携の取組を通じて、普及・啓発・人材派遣等のサポートを行っています。また、令和6(2024)年度は、全国27地区において、光ファイバ、無線基地局等の情報通信環境整備に係る調査、計画策定、施設整備を実施しました。

(標準耐用年数を超過した農業集落排水施設は全体の約8割)

農業集落排水施設は、農業用水の水質保全等を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水を処理するものであり、農村の重要な生活インフラとして稼働しています。

一方、機械類の標準耐用年数である20年を経過する農業集落排水施設の割合が令和7(2025)年3月末時点で84%となるなど、老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化するとともに、施設管理者である市町村の維持管理に係る負担が増加しています。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、農業集落排水施設が未整備の地域に関しては引き続き整備を進めるとともに、既存施設に関しては、地方公共団体による機能診断等の取組、更新整備等を支援し、広域化・共同化による維持管理の効率化、長寿命化・老朽化対策を進めています。

また、農業集落排水汚泥のうち、肥料等として再生利用されているものは、令和6(2024)年3月末時点で約7割となっています。みどり戦略の推進に向け、農業集落排水汚泥資源の再生利用を更に推進することが重要です。

(農道の適切な保全対策を推進)

農道は、圃場への通作や営農資機材の搬入、産地から市場までの農産物の輸送等に利用され、農業の生産性向上等に資するほか、地域住民の日常的な通行に利用されるなど、農村の良好な生活環境を確保する重要なインフラです。令和6(2024)年8月時点で、農道の総延長距離は16万9,719kmとなっています。一方、農道を構成している構造物については、同年4月時点で供用開始後20年を経過するものの割合が、橋梁で84%、トンネルで68%

となっています。経年的な劣化の進行も見られる中、その機能を適切に維持していくためには、日常管理や定期点検、計画的・効率的な保全対策に取り組むことが重要です。

このため、農林水産省では、市町村や土地改良区等の職員向けに、非技術系の職員であっても容易に理解でき、直接点検等の実施にも役立つ手引案を作成し、保全対策の推進に取り組むとともに、農道の再編・強靱化や拡幅等による高度化を通じて、農業の生産性向上や農村の生活環境の整備を図っていくこととしています。

(3) 地域コミュニティ機能の維持・強化

(集落機能を補完する農村RMOの形成を推進)

中山間地域を始めとした農村地域では、集落の小規模化により、農業生産活動のみならず、農地・農業用水路等の保全や買物・子育て等の生活支援等の取組を担ってきた地域コミュニティの弱体化が懸念されています。このため、複数の集落において地域コミュニティ機能を補完する農村RMOの形成を促進していくことが重要となっています。

農林水産省では、農村RMOを目指す団体等が行う農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンの策定、これらに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組に対して支援を行い、令和8(2026)年度までに100地区の農村RMOモデル形成支援地区を形成することを目指しています。また、地方公共団体や農協、中間支援組織等から構成される都道府県単位の支援チームや全国プラットフォームの構築を支援し、農村RMOの形成を後押ししています。

(事例) 持続可能な地域づくりに向け、農村RMOの活動を展開(愛知県)

(1) 地域コミュニティ機能の維持に向け、地域づくり協議会を設立

愛知県岡崎市の下山学区では、人口減少や高齢化が進行する中、地域の課題を「わがごと」として捉え、地域や住民が一体となり、生産、生活扶助、資源管理に取り組む、地域コミュニティ機能の維持・強化を図ることを目指し、同市や農協等が連携し、令和4(2022)年4月に「岡崎市下山学区地域づくり協議会を設立しました。

(2) 農村RMOの設立を目指し、持続可能な地域づくりを推進

同協議会の実行組織は、農用地保全部会、地域資源活用部会、生活支援部会、企画・施設運営部会から構成され、閉店した店舗を活動拠点としています。各部会では、遊休農地における稲作体験プログラムや自然環境資源を活用したウォーキング大会の開催、貸出車両による移動支援、地域農産物を活用した地域コミュニティ食堂の企画・開催等を行っており、これらのイベントへの同学区外からの参加者も増えています。

また、同協議会では、同学区の住民を対象に、地域の課題や魅力を把握するアンケート調査を行ったほか、幅広い世代が参加するワークショップを開催し、地域課題を「わがごと」として捉え、自主的に課題解決に取り組む機運の醸成が図られました。

同ワークショップ等の検討を踏まえ、同協議会は令和5(2023)年3月に下山学区地域将来ビジョンを策定し、農用地保全、生活支援、関係人口の創出、地域プロモ-

ションを軸に、持続可能な地域づくりに取り組んでいくこととしています。

今後も、住民の意見に寄り添いながら、直売所や体験農園等の農村RMO事業の本格運用を推進し、令和7(2025)年度以降の農村RMOの設立を目指すこととしています。

(デジタル技術を活用した地域との交流を深める取組が進展)

近年、NFT1(非代替性トークン)やDAO2(分散型自立組織)等のWeb3に関連した技術や仕組みを駆使して社会課題を解決しようとする動きが活発化しています。人口減少下の社会における新たな価値創造として、コミュニティへの貢献をNFTの発行により還元し、いわゆる「デジタル村民」として継続的に地域への関わりを深める人材を増やす取組等がみられています。また、コミュニティで農業者を支え、販路拡大や地域の交流人口増加を図るため、NFT等の技術を活用する取組もみられています。

今後も、デジタル技術を活用した新たな関係人口の創出・拡大により、経済・社会・環境の相乗効果が発揮されるとともに、過疎地における新しい社会システムのモデルとなることが期待されています。

(農村部においても公共ライドシェアを推進)

人口減少及び高齢化が全国的に進む中、免許返納した高齢者を中心に移動手段の確保に対する不安が高まっています。

農村部の公共交通事業者だけでは移動手段を十分に提供することが困難な交通空白地では、農協や商工会、観光協会及びRMO等といった地域に根差した主体による公共ライドシェアの導入を推進する必要があります。

政府では、引き続き、全国各地での公共ライドシェアへの多様な関係者の参画を働き掛け、取組を推進することとしています。

(4)多様な人材の活躍による地域課題の解決

(「半農半X」の取組の広がり)

農業・農村への関わり方が多様化する中、都市から農村への移住に当たって、生活に必要な所得を確保する手段として、農業と別の仕事を組み合わせた「半農半X」の取組が広がりを見せています。

半農半Xの農は農業で、もう一方の「X」に当たる部分は会社員や農泊運営、レストラン経営等多種多様です。Uターンのような形で、本人又は配偶者の実家等で農地やノウハウを継承して半農に取り組む事例、また、食品加工業、観光業等の様々な仕事を組み合わせて通年勤務する事例も見られています。

農林水産省では、新規就農の促進等のほか、関係府省等と連携し、半農半X等の多様なライフスタイルの実現に資する「人口急減地域特定地域づくり推進法」の仕組みの活用を推進しています。

(事例) 農業の維持・発展に向け、半農半Xを応援する取組を推進(山梨県)

(1) 新たな人材の確保を目的に、半農半Xの取組を推進

山梨県甲府市では、田園回帰の意識の高まり等を背景に、都心からアクセスの

良い同市に移住する都市住民が増加していることから、農業の多様な担い手の確保や農地保全を図るため、半農半Xを推進しています。

(2) 新たな担い手となり得る相談者を支援

同市では、高齢化や担い手不足が課題となる中、新たな担い手となり得る人たちを呼び込むため、「農ある暮らし」を希望する住民や憧れを持つ移住者等を対象に、ほかに仕事を持ちながら農業に挑戦するライフスタイルの実践を支援しています。

令和5(2023)年7月に設置した半農半X応援相談窓口では、小型の農業用機械の貸出しや栽培指導等を実施しています。また、農業未経験の相談者が安心して農業に挑戦できるよう、同市の農業センター内に「チャレンジ農園」を開設し、栽培指導等の支援を実施しています。

さらに、市の広報やSNS、移住相談会等でPRを行い、窓口を設置した令和5(2023)年度には34件、令和6(2024)年度には35件の相談が寄せられています。また、窓口を開設後、令和7(2025)年3月末時点で6人が半農半Xを実践し、3人がチャレンジ農園で研修を受けました。

今後も、半農半Xによる多様な働き方の支援に取り組み、農業に携わる人たちを増やし、幅広い担い手の確保や農地の保全を図ることとしています。

(特定地域づくり事業協同組合の認定数は着実に増加)

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域特定地域づくり推進法に基づき、人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、財政的、制度的な支援を行うものです。令和7(2025)年3月末時点の特定地域づくり事業協同組合数は、前年同月末時点に比べ13件増加し108組合となっています。

本制度の活用により、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を図ることが期待されています。

(地域おこし協力隊の隊員数は前年度に比べ増加)

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等に生活の拠点を移し、全国の様々な場所で地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援等の地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。令和6(2024)年度の隊員数は前年度に比べ710人増加し7,910人となっています。また、総務省が令和6(2024)年度に実施した調査によると、直近5年に任期を終了した隊員のうち、69%が活動地と同じ地域に定住しています。

総務省は、地域おこし協力隊の推進に取り組む地方公共団体に対して、必要な財政上の措置を行うほか、都市住民の受入れの先進事例等といった調査等を行っています。

(5) 地域を支える体制・人材づくり

(地方公共団体における農林水産部門の職員数は減少傾向で推移)

近年、地方公共団体の職員、特に農林水産部門の職員が減少しています。同部門の職員数については、令和6(2024)年は7万8,724人となっており、平成17(2005)年の10万2,887人から2割以上減少しました。

また、地方公共団体の財政についても、生産基盤の整備や農林水産業経費である農林水産業費の純計決算額は、令和5(2023)年度においては3兆3,687億円と、平成17(2005)年度の約8割の水準となっています。

農村地域においては、各般の地域振興施策を活用し、新しい動きを生み出すことができる地域とそうでない地域との差が広がり、いわゆる「むら・むら格差」の課題も顕在化しています。このような中、地方における農政の現場では、地域農業の持続的な発展に向け、地方公共団体等の職員がデジタル技術を活用して現地確認事務の効率化を図る取組、農業経営の改善をサポートする取組等が見られており、地域における農政課題の解決を図る動きが見られています。

農業現場の多様なニーズに対応するため、地方公共団体においては、今後とも限られた行政資源を有効に活用しながら、それぞれの地域の特性に即した施策を講じていくことが重要となっています。

農林水産省では、現場と農政を結ぶため、全国の地域拠点に地方参事官室を配置し、地方公共団体と連携しつつ、農政の情報を伝えるとともに、現場の声を汲み上げ、地域と共に課題を解決することにより、農業者等の取組を後押ししています。

(「農村プロデューサー」を養成)

農山漁村の自立及び維持発展に向け、地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いをくみ取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材を育成するため、農林水産省は、「農村プロデューサー」養成講座を開催しています。同講座の実践コースでは、地域づくりに造詣の深い講師による講義に加え、実例を基にした模擬演習や受講生自らの実践活動等が行われており、令和7(2025)年3月末時点で、地方公共団体の職員や地域おこし協力隊の隊員等369人が受講しました。

また、農林水産省では、農山漁村の現場で地域づくりに取り組む団体や市町村等を対象に相談を受け付け、取組を後押しするための窓口である「農山漁村地域づくりホットライン」を、本省を始め、全国の地方農政局、地域拠点等に開設しています。

第3節 農地保全等に資する共同活動の促進

農業者や地域住民等が行う共同活動は、地域の農業生産活動の維持に加えて多面的機能の発揮にも重要な役割を果たすものです。一方、農村人口の減少・高齢化に伴い、これまで地域の共同活動により保全管理してきた末端農業インフラの維持が困難となり、ひいては食料安全保障に関わる深刻な問題ともなります。非農業者も含め地域全体で保全管理の活動を支えるとともに、地域の枠組みを超えた活動への発展を促す仕組みの強化が必要となっています。

本節では、地域資源や末端農業インフラの保全管理に関する取組について紹介します。

(1) 地域資源のの保全管理の状況

(多面的機能支払制度の認定農用地は微増傾向で推移)

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、地域共同で行う地域資源の保全管理を支援する多面的機能支払制度は、水路の草刈りや泥上げといった共同活動を支援する「農地維持支払」と、農村環境保全活動や施設の長寿命化といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する「資源向上支払」の二つから構成されています。

近年、同制度の認定農用地面積は微増傾向で推移し、令和5(2023)年度は前年度に比べ1.3万ha増加し233万haとなりました。これに伴い、全国の農用地面積のうち同制度を活用している面積の割合は56.6%となりました。また、令和5(2023)年度における同制度の活動組織数は前年度に比べ171組織増加し2万6,138組織となりました。

(広域化組織のカバー率が拡大)

これまで農地周辺の水路等を始めとした地域資源の保全管理は、小規模経営体を含む多数の農業者等の共同活動により行われてきましたが、社会構造の変化に伴う少数の大規模経営体への農業生産活動の集中等により、地域資源の保全活動への参加者が減少しています。また、人口減少・高齢化が進む中、共同活動の中核的役割を果たす者や事務処理を担当する者といった人材の確保が困難となるおそれがあります。

このような課題に対応して、将来にわたり地域の共同活動による地域資源の保全管理が行われるよう、農林水産省では活動組織の広域化を推進しています。

全組織の認定農用地面積に占める広域化組織の認定農用地面積の割合は近年上昇傾向で推移しており、令和5(2023)年度のカバー率は48.1%となっています。

(多面的機能支払制度の活動組織における非農業者の構成員割合は35%)

地域資源の保全管理に携わる者が減少する中、地域の共同活動を維持していくためには、非農業者も含め地域全体でその活動を支えるとともに、地域外の多様な人材の参画を求めるなど、集落の枠組みを超えた活動への発展を促す仕組みを強化することも重要です。

多面的機能支払制度の活動組織においては、農業者のほか、自治会、女性会、子供会等の非農業者も多数参画しています。

活動組織における非農業者の構成員割合については令和5(2023)年度は前年度に比べ0.5ポイント上昇し35.1%となっています。

また、令和3(2021)年度に実施した調査によると、多面的機能支払交付金の取組として地域住民以外の主体が参加する活動を実施している活動組織は23%を占めています。地域住民以外の主体が来訪するイベント等の創出を実施している組織があると回答した市町村は37%となっており、地域内だけでなく地域外からの参加者との連携を目指していることがうかがわれます。

令和5(2023)年度に実施した調査によると、地域の共同活動への地域内からの参加者について、「現状では活動への地域内からの参加者不足による支障はない」と回答する組織が約9割である一方、「将来(5~10年後)参加者は不足し、支障がある見込み」と回答する組織が約5割となっています。さらに、地域外の民間企業及び法人との連携について、地域共同による水路等の地域資源の保全活動を継続するために「地域外の民間企業や法人と連携したい」と回答する組織が約3割となっています。

企業や大学、農業に関心のある非農業者等の多様な組織との連携により、共同活動の発展や、地域活性化につながる事例も見られていることから、農林水産省では地域の共同活動に外部団体等呼び込むための仕組みづくりについて検討を進めています。

(事例) 地域住民と一体となった地域保全の取組(埼玉県)

(1) 地域の環境保全のため、地元自治会と共同し協議会を設立

埼玉県富士見市の下南畑地区では、周辺の住宅地化等により交通量が増加し、農地や水路、農道へのごみの不法投棄等が問題になっていました。このような中、平成20(2008)年に ± 地改良区等の農業者団体に加え、自治会や子供育成会等の多く非農業者団体により構成される、難波他城公園地域環境保全協議会が設立され、多面的機能支払制度を活用して地域住民を巻き込んだ農道や水路等の草刈り・清掃活動に加えて、菜の花の植栽等の農村環境を保全するための共同活動が行われています。

(2) 子供の参加を主軸とした活動で新新たな地域の関係を創出

同協議会では、地域の協力を得るために「子供の参加」を重視した共同活動を進めており、町内の子供たちを招いた農業用施設での生き物調査や、活動の一環で農地に植えた菜の花を活用した「菜の花まつり」でどじょうすくい体験等を行うなど、子供たちが楽しめるイベントを開催しています。子供が参加することで、その保護者の方も参加することから、これまで地域との関わりが少なかった住民が地域に関わる機会を増やす場となっているほか、農業者等との交流が深まり、地域の農業や保全活動への理解、地域の自然環境への愛着を深めるきっかけにもなっています。(3) 地域住民との交流を通じ、多数の非農業者が保全活動に参加

同協議会では、このほかにも地域のラグビークラブ等と連携した「たんぼラグビー」を始めとした他の地域の住民等との交流を図るイベントを積極的に実施しており、地域全体で年2回実施する水路や農道等の草刈り・清掃活動にも、多くの非農業者が参加しています。

同協議会は今後ともこれらの取組を継続していくことで、地域住民と一体となった農地・農業用施設や農村環境の保全活動等を地域に根付かせていく考えです。

(2) 末端農業インフラの保全管理

(末端農業インフラの保全管理が課題)

末端の農業インフラは、農業生産の基盤であるだけでなく雨水排水や交通等生活の基盤にもなっており、農業者やその地縁・血縁者を中心とした非農業者を含む地域住民によって、泥上げや草刈りといった共同活動を通じた保全管理が行われてきました。一方、農村人口の減少・高齢化や農業集落の小規模化に伴い、農業用排水路の保全管理に関する集落活動は停滞する傾向にあります。

農村人口の減少によって、これまで集落による共同活動により保全・管理していた農業用排水路や農道等の農業インフラの機能維持が困難となると、その地域で営農を継

続する農業者の経営に直結するだけでなく、食料の安定供給にも関わるため、食料安全保障上のリスクとなっています。

(共同活動への非農業者・非農業団体の参画や作業の省力化を推進)

農村人口の減少、高齢化、農業集落の小規模化、農地を所有している不在村者の増加や農業者の代替わりが進行する中、これまでの共同活動が困難となるリスクを踏まえ、他地域から移住し農業生産活動に取り組みつつ農業以外の事業にも取り組む者、地域資源の保全・活用や地域コミュニティの維持に資する取組を行う者といった多様な形で農的活動に関わる者を確保することが必要となっています。

また、多面的機能支払交付金の活動組織において、特に連携を希望する業界としては「建設業界・製造業界」と回答する組織が約7割となっており、連携を希望する活動としては、「農地維持:基礎的な保全活動」が約9割で最も多く、次いで「資源向上(共同):軽微な補修」が約7割となっています。末端農業インフラの保全管理は多くの人力による作業が前提となっていることが多いことから、その保全管理を継続するために、各地域において保全管理の在り方を明確にしつつ、農業インフラの保全管理の省力化を図ることが求められます。そのため、農林水産省では、最適な土地利用の姿を明確にした上で、開水路の管路化、法面の被覆等による作業の省力化やICTの導入等による作業の効率化を推進することとしています。

(地域における農業水利施設等の保全に係る制度の創設)

人口減少等により集落の共同活動が困難となっていく中で、基幹的農業水利施設の維持管理は主に土地改良区が担い、末端農業水利施設の維持管理は主に地域住民(共同活動)が担うといった従来の役割分担では農業水利施設の保全管理が困難・非効率となる地域も出現してきています。

このような中、地域の農業水利施設等の適切な保全を将来にわたって継続するため、全国土地改良事業団体連合会が開催した「農業水利施設等の保全管理の在り方検討会」を始めとした関係者の議論も踏まえて制度の見直しが進められ、土地改良区が地域の関係者と連携して行う施設等の保全に係る制度の創設等の措置を講ずる「土地改良法等の一部を改正する法律」が第217回通常国会において成立し、令和7(2025)年3月に公布されました。

第4節 地域資源を活用した事業活動の促進

農山漁村が将来にわたって維持・発展していくためには、6次産業化の取組に加え、他分野との組合せの下で農山漁村の地域資源をフル活用する地域資源活用価値創出の取組により、農村における所得の向上と雇用機会の確保を図るとともに、地域に豊富に存在するバイオマスや再生可能エネルギーを有効活用することが重要です。

本節では地域資源活用価値創出とバイオマス・再生可能エネルギーの活用を図る取組について紹介します。

(1) 地域資源活用価値創出の取組の推進

(6次産業化の取組を発展させた地域資源活用価値創出の取組を推進)

農山漁村において人口減少・高齢化が進む中、農林漁業関係者だけで地域の課題に対応することが困難になってきており、これまで農林漁業に携わっていなかった多様な主体を取り込み、農山漁村の活性化を図っていくことが重要となっています。

農山漁村における所得の向上に向けては、農林漁業所得と農林漁業以外の所得を合わせて一定の所得を確保できるよう、多様な就労機会を創出していくことが重要であることから、従来の6次産業化の取組を発展させ、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせて付加価値を創出する「地域資源活用価値創出」の取組を推進しています。

農林水産省では、農林漁業者や地元企業等多様な主体の連携を促しつつ、商品・サービス開発等のソフト支援や施設整備等のハード支援を行うとともに、全国及び都道府県単位の設けた地域資源活用・地域連携都道府県サポートセンターを通じて、専門家派遣等の取組を支援しています。また、各地の優良事例を収集し、全国への横展開等を図ることとしています。

さらに、地域資源を活用した多様なビジネスの創出を支援するため、起業促進プラットフォーム「INACOME(イナカム)」の運営を通じて、地域資源を活用したビジネスコンテストや起業支援セミナーの開催、地域課題の解決を望む地方公共団体と企業とのマッチングイベント等の取組を実施しています。

(事例) 地域資源活用価値創出により、関係人口を創出(高知県)

(1) 様々な分野で地域資源を活用

高知県黒潮の特定非営利活動法人NPO砂浜美術館は、アート、スポーツ、防災といった様々な分野において、地域内の食材や資源を積極的に活用することにより、関係人口の創出に取り組んでいます。同法人の職員の約3割は町外出身となっており、同町の海や砂浜といった自然の魅力等に惹かれて活動を始めました。

(2) アート、スポーツ、防災といった様々な分野の取組を推進

アート分野では、長さ約4kmの砂浜を美術館に見立てて、自然を活かした四季折々のイベントを開催しています。代表的なイベントである「Tシャツアート展」では、約1千枚のデザイン画や写真をTシャツに印刷して砂浜に展示しており、展示等の運営は、県外から参加するボランティアスタッフとともに行っています。

スポーツ分野では、砂浜に隣接している高知県立土佐西南大規模公園を活用した合宿やスポーツ大会を開催しています。このようなイベント時には、中山間地域の住民が運営する集落活動センターへ依頼し、地元の食材を使用した食事の提供や地域住民との交流等を行っています。令和5(2023)年度のスポーツツーリズムでの宿泊者数は1万5,043人となり、平成30(2018)年度から約3千人増加しました。

また、防災分野では、南海トラフ地震の津波予測をきっかけに「防災学習プログラム」を実施しており、併せて同プログラムには、ホエールウォッチングやかつおのたたき作りといった自然の恵みを感じることができる体験も組み合わせ、自然の脅威と恵みの両面を理解し学習できる仕組みづくりや、中高生の教育旅行の受入れに

も取り組んでいます。

(3) ふるさとに誇りを持ち、魅力を自慢できる事業を展開

同法人は、高齢化や地域の事業者が減少していく中、関係人口を創出しながら、地域の担い手をどのように確保していくかを課題と考えています。また、地域子供たちがふるさとに誇りを持ち、同町の自然の美しさや住民の温かさといった魅力を自慢できるような町にする事業を展開していくこととしています。

(6次産業化による農業生産関連事業の年間総販売金額は2兆2,083億円)

地域の農林漁業者が、農林水産物等の生産に加え、河口・販売等を行う6次産業化の取組も引き続き推進しています。6次産業化に取り組む農業者等による加工・直売等の販売金額は、近年横ばい傾向で推移しています。令和5(2023)年度の農業生産関連事業の年間総販売(売上)金額は、農産物直売所等の増加により前年度に比べ318億円増加し2兆2,083億円となっています。

また、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、令和7(2025)年3月末時点の累計で2,646件となっています。

(農村への産業の立地・導入を促進)

農林水産省では、農業と産業の均衡ある発展と雇用構造の高度化に向けて、農村地域への産業の立地・導入を促進するため、農村産業法に基づき、都道府県による導入基本計画、市町村による導入実施計画の策定を推進するとともに、税制等の支援措置の積極的な活用を促しています。

令和6(2024)年3月末時点の市町村による導入実施計画に位置付けられた計画面積は約1万8千haであり、同計画において、産業を導入すべき地区として定められた産業導入地区における企業立地面積は全国で約1万3,900ha、操業企業数は6,935社、雇用されている就業者は約46万人となっています。

(地域の稼ぐ力の向上を促進)

近年、特定の地域に拠点を置き、地域の特産品や観光資源を活用した商品・サービスの域外への販売を主たる事業とする「地域商社」と呼ばれる事業体が全国各地で見られており、地域経済の活性化や地域の稼ぐ力の向上に重要な役割を果たしています。

内閣官房及び内閣府では、地域資源の価値の向上等により、地方の社会的課題の解決に資する取組を行う者(地域商社を含む)を支援するため、ポータルサイトを開設し、経営課題の解決に向けた優良事例の普遍化や情報共有を支援しています。

また、農林水産省では、食品等の物流改革に向けた取組として、物流の標準化、デジタル化・データ連携等の支援や、GFPの活用による輸出に取り組む事業者支援、農林漁業者・食品事業者と地域商社の販路拡大支援や商材の紹介等を行っています。

(2) バイオマスや再生可能エネルギーの利活用の推進

(農山漁村や都市部におけるバイオマスの総合的な利用を推進)

持続的に発展する経済社会の実現や循環型社会の形成には、みどり戦略に基づき、農林水産業から生じる家畜排せつ物や林地残材、食品産業から生じる食品廃棄物等のバ

バイオマスを製品やエネルギーとして活用するなど、地域資源の最大限の活用を図ることが重要であり、地域の未利用資源等を地域の農林漁業関連施設等で循環利用する「農林漁業循環経済地域」の取組を進めることとしています。

令和4(2022)年9月に閣議決定した「バイオマス活用推進基本計画」では、農山漁村だけでなく都市部も含め、新たな需要に対応した総合的なバイオマスの利用を推進することとしており、地域の様々な関係者間の連携により、地域主体でバイオマスの活用を推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指しています。同計画では、全都道府県において、令和12(2030)年度までにバイオマス活用推進計画を策定し、全市町村においても、バイオマス関連計画を活用することとしています。このため、農山漁村や都市部に存在するバイオマスについて、種類ごとの利用率の目標を設定し、堆肥や飼料等の既存の利用に支障のないよう配慮しつつ、バイオガス等の高度エネルギー利用を始め、より経済的な価値を生み出す高度利用を推進しています。

また、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築を図ることを目的として、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域を、関係府省が共同で「バイオマス産業都市」として選定しています。令和6(2024)年度においては新たに1市をバイオマス産業都市に選定し、選定された地域は、累計で104市町村となりました。バイオマス産業都市に選定された地域に対して、地域構想の実現に向けた各種施策の活用、制度・規制面での相談・助言等を含めた支援のほか、バイオマスの活用を促進する情報発信、技術開発・普及、人材の育成・確保等を行っています。

(事例) もみ殻や稲わらを活用して、循環型社会の形成を目指す(秋田県)

(1)「自然エネルギー100%の村づくり」を目指す

秋田県大潟村では、基幹産業である稲作から生じるもみ殻や稲わらといったバイオマスを活用した循環型社会の形成に取り組み、「自然エネルギー100%の村づくり」を目指しています。

(2) バイオマス利用の効率化・高度化のために2つの事業を展展開開

同村で発生するバイオマスの大部分はもみ殻や稲わらです。これらは農地還元や暗渠資材へ利用されていますが、バイオマス利用の更なる効率化・高度化を図るために2つの事業に取り組んでいます。

1つ目の「もみ殻燻炭プロジェクト」では、もみ殻をボイラーで燃焼させ、公共施設に熱供給して同村内の熱需要を賄うほか、燃焼後の燻炭は同村の農家向けに土壌改良剤として販売することを目指しています。

2つ目の「バイオガスプロジェクト」では、稲わら等をメタン発酵施設でバイオガスに変換するほか、バイオガス発生後に残った液肥は有機肥料として同村内の水田や畑で使用する予定です。水田へのすき込みによる温室効果ガス発生を避けることで地球温暖化対策に貢献できることに加え、液肥の利用を通じて循環型農業を実現することが期待されています。

今後は、実用化に向けてプロジェクトを展開していくとともに、生産者の収益向上やバイオマスを活用して栽培した米のブランド化に取り組み、稲作とその生産者を支える新たな仕組みづくりに貢献していくこととしています。

(バイオマスの利用率は76%)

令和3(2021)年度のバイオマス利用率は76%となっています。バイオマス活用推進基本計画では、対象とするバイオマスの種類を拡大し、令和12(2030)年には、バイオマスの年間産出量の約8割を利用することとしています。

(バイオマスを活用した技術開発が進展)

製品やエネルギーの各分野において、バイオマスを活用した技術開発が進められており、バイオマス活用推進基本計画では、これらの社会実装を見込むイノベーションを通じて、製品やエネルギーの産業化が進展することを前提とし、製品・エネルギー市場のうち、国産バイオマス関連産業の市場シェアを令和元(2019)年の約1%から令和12(2030)年に約2%に拡大することを目指しています。

このうち、航空分野の脱炭素化に向けたSAFの導入促進については、令和12(2030)年時点の本邦航空会社の燃料使用量の10%をSAFに置き換えるという目標の達成に向け、「持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進に向けた官民協議会」において議論が進められています。

導入促進に当たっては、国際競争力のある価格の国産SAFの開発・製造や原料のサプライチェーンの構築等が課題となっており、それら課題の解決に向け、引き続き官民が連携していく必要があります。なお、足下の原料である廃食用油については、飲食店等から出る事業系のもはそのほとんどが回収され、配合飼料等の原料として再利用されていますが、近年では海外輸出も増加していることから、既存需要に配慮しつつ、できる限り国内で有効に再利用を図っていくことが重要です。他方、家庭から出る廃食用油は、SAFを始め、石けんや塗料、バイオディーゼル燃料等の様々な製品の原料として再利用することができますが、回収が進んでいない状況です。

農林水産省では、家庭から出る廃食用油の循環利用に向けた機運を高めるため、令和6(2024)年度に「廃食用油×MAFFチャレンジ」を実施し、廃食用油が再生資源として活用されるよう回収に向けた取組を呼び掛けるとともに、農林水産省本省に勤務する職員の家庭から出た廃食用油の回収に取り組みました。

さらに、バイオマス製品としてのマテリアル利用は加速しており、市場規模の成長が期待されています。植物等のバイオマスを1割以上含む製品であることを示すバイオマスマークの認定商品数は令和5(2023)年12月時点で約1,900件にのぼり、包装資材や日用品といったバイオマス素材を使う製品は広がりを見せています。

(バイオマスの活用による農山漁村の活性化や所得向上に向けた取組を推進)

意欲ある農林漁業者を始め、地域の多様な事業者が、農山漁村に由来する資源と産業を結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農山漁村の6次産業化は、我が国の農山漁村を再生させるための重要な取組です。

農林水産省では、みどり戦略に基づき、バイオマスの持続的な活用に向け、その供給

基盤である食料・農林水産業の生産力向上と持続性を確保するとともに、重要な地域資源である農地において、荒廃農地の発生防止の観点から資源作物の栽培の可能性についても検討を進めることとしています。

また、更なるバイオマスの活用に向けた新たな取組を関係府省等と連携し推進することにより、地域の活性化や所得向上を推進することとしています。

(農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成した市町村数は99に増加)

みどり戦略においては、温室効果ガス削減のため、令和32(2050)年までに目指す姿として、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入に取り組むこととしています。それに伴い、農山漁村が持つ食料供給機能や国土保全機能の発揮に支障を来さないよう、農林水産省では、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、市町村、発電事業者、農業者等の地域の関係者から成る協議会を設立し、地域主導で農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を行う取組を促進しています。

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成し、再生可能エネルギーの導入に取り組む市町村数については、令和5(2023)年度は前年度に比べ9市町村増加し99市町村となりました。また、農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電施設の設置数も年々増加しており、設備整備者が作成する設備整備計画の認定数は、令和5(2023)年度末時点で120となりました。

(営農型太陽光発電の取組面積が拡大)

農地に支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う営農型太陽光発電は、農業生産と再生可能エネルギーの導入を両立し、適切に取り組めば、作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる有用な取組です。その取組面積については年々増加しており、令和4(2022)年度は前年度に比べ222ha増加し1,209haとなりました。

一方、太陽光パネル下部の農地において作物の生産がほとんど行われないなど、農地の管理が適切に行われず営農に支障が生じている事例も増えており、その件数は同年度末時点で存続している取組のうち約2割となっています。

事業者起因して支障が生じている取組に対しては、農業委員会又は農地転用許可権者により、事業者に対する営農状況の改善に向けた指導が行われていますが、指導に従わなかった結果、事業の継続に必要な農地転用の再許可が認められないようなケースも発生しています。

このため、太陽光パネルの下部の農地における営農が適切に行われるよう、農地法や再エネ特措法等の関係法令に違反する事例に対して、厳格に対処するなどの対応が必要であり、令和6(2024)年3月に一時転用の許可基準等の法令への位置付けのほか、ガイドラインの作成を行いました。営農型太陽光発電については、望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進することとしています。

第5節 国内外からの関心を惹きつける農泊の推進

「農泊」は、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむことにより、農山漁村の所得向上と関係人口の創出・拡大等を図る重要な取組です。また、訪日外国人旅行者(以下「インバウンド」という。)の増加に伴い、農泊地域へのインバウンド誘客体制を重点的に強化し、農山漁村への更なるインバウンド受入れを図る取組が重要となっています。

本節では、国内外からの関心を惹きつける農泊を目指した様々な取組について紹介します。

(農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図る農泊を推進)

近年、農山漁村において農家民宿や古民家を活用した宿泊施設等に滞在し、我が国ならではの伝統的な生活体験や農村の人々との交流を通じて、その土地の魅力に触れる農山漁村滞在型旅行である「農泊」への関心が高まっています。

農林水産省では、農山漁村において「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、農泊に取り組もうとする地域に対し、体制整備、食事・体験に関する観光コンテンツの開発、古民家を活用した宿泊施設の整備等を支援しています。

農泊を推進する狙いは、古民家・ジビエ・棚他といった農山漁村ならではの地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供し、農山漁村への長時間の滞在と消費を促すことにより、農山漁村における「しごと」を作り出し、持続的な収益を確保して地域に雇用を生み出すとともに、農山漁村への移住・定住も見据えた関係人口の創出の入口とすることにあります。

観光庁等と連携しつつ、地域内の関係者を包含した実施体制を構築し、食、文化、歴史、景観等の農山漁村ならではの多様な地域資源を活用して、インバウンドを含む旅行者の農山漁村への誘客促進や、宿泊単価等の向上(高付加価値化)に資する取組を推進することとしています。

(事例) 地域ならではの「特別な体験」を提供する農泊を推進(和歌山県)

(1) 農林水産業振興と観光振興を目指す取組を実施

和歌山県那智勝浦町の太田川流域農泊振興協議会は、宿泊、食事、体験・交流を担う多様な関係者が連携することで、地域農産物ブランド化と知名度向上につなげ、農林水産業と観光の振興を掛け合わせた地域づくりや、地方創生を目指す取組を実施しています。

(2) 地域資源であるお寺をを活用した農泊事業を展開

同協議会は、農家民宿や宿坊での「宿泊」、地元で採れた食材を活用したヴィーガンやハラールに対応した「食事」の提供、地域特産のいちごやお茶、米等に関わる農業体験、坐禅体験等の「体験プログラム」を組み合わせた農泊事業を展開するとともに、関係者の多くが多言語対応可能であることから、国内外に向けて積極的な情報発信にも取り組んでいます。また、人口減少が大きな問題となっている当該地域においては、定期的な意見交換を実施することで関係者以外の方々とも連携体

制を構築し、地域資源を活用した多様な取組による雇用創出や、地域での様々な体験を通じた「暮らし」をアピールすることで、地域外からの移住にもつなげたいとしています。

(3) 地域住民に愛されながら持続的に収益を確保する取組を推進

同協議会の関係者である大泰寺では、本堂の一部と離れを宿泊施設として提供しており、坐禅、写経及び仏像鑑賞といった、「特別な体験」を行うことができます。その他、地域の間伐材を活用したテント式サウナやキャンプといった豊かな自然と非日常を感じられるプログラムも提供しています。また、同寺においてもスタッフの多くが英語対応可能であることも魅力の一つであり、宿泊者の約8割が外国人となっています。

同寺を始め、お寺を宿泊施設として整備することは、災害時における避難所としての活用にもつながること、また、地元が増えつつある廃寺を活用する場合は防犯・防獣の効果もあることから、今後ともお寺を地域住民に愛される場所として存続させ、持続的に収益を確保できる取組を引き続き推進していくこととしています。

(農泊地域の延べ宿泊者数の目標を達成)

令和5(2023)年3月に閣議決定した政府の「観光立国推進基本計画」において、令和7(2025)年までの目標として、日本人の地方部延べ宿泊者数を令和元(2019)年水準の3.0億人泊から3.2億人泊に約5%増加させ、インバウンド数の令和元(2019)年水準である3,188万人を超えることを目指しています。これを踏まえ、農泊地域においても、新規に農泊に取り組む地域やインバウンドの需要の増加を考慮して、令和7(2025)年度までに700万人泊とすることを目標としています。

令和5(2023)年度における農泊地域の延べ宿泊者数は、前年度に比べ183万人泊増加し794万人泊となり、目標を達成しました。また、インバウンドの延べ宿泊者数は前年度に比べ23万人泊増加し39万人泊となりました。

(「農泊インバウンド受入促進重点地域」の40地域を支援)

農泊推進実行計画で策定された、令和7(2025)年度までに農泊地域の年間延べ宿泊者数に占めるインバウンドの割合を10%とする目標の達成に向け、農泊地域へのインバウンドの受入を促進し、地方誘客と地方消費をより一層促すことが重要となっています。そのため、農林水産省では、「農泊インバウンド受入促進重点地域」の40地域に対し、関係機関と連携した農泊の魅力を発信する海外向けのプロモーションと、ソフト・ハード両面での受入環境整備を支援することを通じて、農泊地域へのインバウンド誘客体制を重点的に強化し、更なるインバウンド受入を図っていくこととしています。

(地域協議会を中心とした農泊推進に向けた取組を後押し)

農泊の取組の実践に当たっては、地方公共団体や観光協会を始め、地域の様々な組織や団体が参画する地域協議会において、地域の意思統一を図りながら進めていくことが

重要となっています。地域協議会は、地域としての農泊のビジョンや地域一体となつて行う事柄について合意し、組織をリードする「リーダー」と観光コンテンツ等を提供する関係者との間でその内容を共有する場となること等が期待されています。農林水産省では、農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、地域資源を活用した体験プログラムや食事メニューの開発といったソフト対策と、空き家や古民家等の施設整備といったハード対策の両面から一体的に支援を行うこととしています。

第6節 中山間地域等の振興

中山間地域は、食料生産の場として重要な役割を担う一方、傾斜地等の条件不利性ととともに、人口減少や高齢化、担い手不足、荒廃農地の発生、鳥獣被害の発生といった厳しい状況に置かれており、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を推進していく必要があります。

本節では、中山間地域等の振興を図る取組について紹介します。

(1) 中山間地域農業の振興

(中山間地域の農業産出額は全国の約4割)

我が国の人口の約1割、総土地面積の約6割を占める中山間地域は、農業経営体数、農地面積、農業産出額ではいずれも全国の約4割を占めており、我が国の食料生産を担うとともに、国土の保全、水源の涵養、豊かな自然環境の保全や良好な景観の形成といった多面的機能の発揮においても重要な役割を担っています。

一方、中山間地域には傾斜地が多く存在し、圃場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化等が容易ではないため、規模拡大等による生産性の向上が平地に比べ難しく、営農条件面で不利な状況にあります。経営耕地面積規模別の農業経営体数の割合を見ると、1.0ha未満については、平地農業地域で約4割であるのに対し、中間農業地、山間農業地域では共に約6割となっています。

また、中山間地域では、このような営農条件の不利性に加え、人口減少・高齢化に伴う担い手の不足や鳥獣被害の発生といった厳しい条件に置かれており、農業生産活動を維持するために総合的な施策を講ずる必要があります。

(中山間地域等の特性を活かした複合経営等を推進)

中山間地域を振興していくためには、地形的制約等がある一方、清らかな水、冷涼な気候等を活かした農作物の生産が可能である点を活かし、需要に応じた市場性のある作物や現場ニーズに対応した技術の導入を進めるとともに、耕種農業のみならず畜産、林業を含めた多様な複合経営を推進することで、新たな人材を確保しつつ、小規模農家を始めとした多様な経営体がそれぞれにふさわしい農業経営を実現する必要があります。

このため、農林水産省では、中山間地域等直接支払制度により生産条件の不利を補正しつつ、中山間地農業ルネッサンス事業等により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援しています。また、米、野菜、果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営を推進するため、農山漁村振興交

付金等により地域の様々な取組を支援しています。

(山村への移住・定住を進め、自立的発展を促す取組を推進)

振興山村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っているものの、人口減少や高齢化等が他の地域より進んでいることから、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、地域の特性を活かした産業の育成による就業機会の創出、所得の向上を図ることが重要となっています。

農林水産省では、地域の活性化・自立的発展を促し、山村への移住・定住を進めるため、地域資源を活かした商品の開発等に取り組む地域を支援しています。こうした取組と併せて、農産河口品等を販売する直売所を整備し、地域の農業所得を向上させるなど、UIターンを促進するだけでなく定住人口を確保する取組が進展している地域も出てきています。

山村の自立的発展の取組を更に持続的なものとするため、山村の有する多面的機能及び地域資源を産業の振興につなげ、これらの産業や地域社会を支える人材の確保等を進める必要があります。このことから、山村振興法について期限を10年間延長するとともに、移住・定住施策のほか、関係人口の増加の促進を明確化し、同法における配慮規定の充実を図る「山村振興法の一部を改正する法律」が第217回通常国会において議員立法により成立し、令和7(2025)年3月に公布されました。

(36道府県の97地域を「「デジ活」中山間地域に登録)

人口減少・高齢化が進行し条件不利な中山間地域等は、一方で豊かな自然や魅力ある多彩な地域資源・文化等を有し、次の時代につなぐ価値ある拠点としての可能性を秘めています。「デジ活」中山間地域は、基幹産業である農林水産業の「仕事づくり」を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、内外の多様な人材を巻き込みながら、社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域であり、令和4(2022)年12月に閣議決定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和5(2023)年12月改訂)におけるモデル地域ビジョンの一つとして位置付けられています。

「デジ活」中山間地域として登録された地域においては、農林水産業に関する取組を中心に、高齢者の見守り、買物支援、地域交通等の様々な分野の取組が計画されています。

令和6(2024)年11月時点で、36道府県の97地域を「デジ活」中山間地域に登録し、農林水産省を始めとした関係府省庁が連携して、職員による現地訪問、施策紹介、申請相談、関連施策による優遇措置等により、その取組を支援しています。

令和6(2024)年度からは、国の職員によるサポートを強く希望する地域や、地域課題が明確化しており国の施策の活用を検討している地域を重点伴走支援先とし、地域の課題やニーズに応じて構成した関係府省庁支援チームが一堂に会する意見交換会を開催するなど、地域の課題に沿った関係府省庁の制度や補助事業等を活用した継続的な支援を実施しています。

(事例) デジタル技術を活用して高齢者の生活支援や農用地の保全を推進(島根県)

(1) 地域のビジョンを策定し、実現を目指して農村RMO事業を展開

島根県出雲市の佐田地域では、地域内の人口減少や高齢化の加速、地域経済の停滞等を課題として、令和4(2022)年3月に地域のビジョンとなる「さだ未来ビジョン」を策定しました。同ビジョンでは、共通ミッションとして「農業・農村環境の維持」を掲げ、生活福祉分野、教育子育て分野、仕事定住分野、交流発信分野の各分野において未来像と取組方針を定めています。また、同ビジョンの具体化のため、農村RMO形成推進事業に着手し、推進組織として自治協会を中心とする佐田地域づくり協議会を設置しました。

(2) 高齢者の生活支援や農用地の保全にデジタル技術を活用

同協議会では、農業、商工、福祉、学校等の関係団体と協力し、高齢者の生活支援や農用地保全等に取り組んでいるほか、「デジ活」中山間地域に登録しこれらの活動の中でデジタル技術の活用を推進しています。

生活福祉においては、高齢者の生活支援として、地域内の利用会員が抱える住宅周辺の草刈りといったお困りごとに対し、同地域内で手伝いができる応援会員が有償で対応する「佐田おたすけ隊」を令和6(2024)年から開始しました。地元IT企業と連携して応援会員への連絡、作業管理や利用会員とのマッチングを行うアプリを開発し、業務の効率化につながっています。また、農用地の保全に関しては、水田作におけるドローン防除や自動抑草ロボットによる雑草防除、水管理システムの導入に取り組んでいます。

(3) 共助の精神を大切に、安心して暮らせる地域づくりを推進

同協議会では、今後ともデジタル技術を活用した生活等の園取組を継続するとともに、新たに農用地の草刈りにも対応できる組織を形成し、さらには集落協定の広域化も視野に入れています。住とのコンセンサス形成や住民同士の共助の精神を大事にしながら自立的な地域社会の構築を目指すこととしています。

(2) 中山間地域等直接支払制度の現状と課題

(中山間地域等直接支払制度の協定数は前年度に比べ増加)

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域において、条件不利性を補正して農業生産活動の継続を支援する制度として平成12(2000)年度から実施しており、平成27(2015)年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた措置として実施しています。

令和5(2023)年度の同制度の協定数は前年度に比べ98協定増加し2万4千協定となり、協定面積は前年度に比べ3.2千ha増加し65万9千haとなりました。

(中山間地域等直接支払制度の協定間の連携と共同活動の活性化に向けた支援が重要)

令和6(2024)年8月に公表した「中山間地域等直支払制度(第5期対策)の最終評価」によると、第5期対策にて減少が防止されたと推計される農用地面積は約8.4万haとなりました。

協定面積が小さく、参加者数が少ない小規模な集落協定では活動の廃止意向を示す協定の割合が高く、その理由の多くは「リーダーや参加者の高齢化」となっています。一方、これらの協定は広域化にそもそも消極的な傾向があることから、共通の課題を有する複数の集落協定間の連携や、農業者のみならず多様な組織等が協定活動に参画するための体制づくりを進めることが重要です。

また、協定農用地の保全や農道・水路等の維持管理に係る活動に加え、農作業の効率化や農産物の高付加価値化といった農業生産活動の継続につながる幅広い活動を促すため、生産性向上加算等の加算措置により地域における共同活動の活性化等に資する取組を引き続き支援していくことも重要です。

(事例) 中山間地域等直接支払制度を活用してかんきつ産地を活性化(三重県)

(1) 広域協定を締結し、園地を継続

三重県南伊勢町はかんきつの一大産地ですが、人口減少や高齢化により担い手が減少し、園地の維持が困難となる地域が増えたことから、平成12(2000)年から中山間地域等直接支払制度への取組を活用しています。同制度に基づき設立された複数の集落協定では、それぞれが獣害対策や加工品の開発等に取り組んできましたが、更なる担い手の減少により集落協定を小集落単位で継続していくことが困難となったことから、平成30(2018)年に南勢中山間集落協定として広域協定を締結し、産地全体の方向性について検討を行うこととしました。

(2) 将来を見据えた園地動向調査で、集落戦略を作成

同協定では、産地全体の方向性を検討するに当たり、生産者の団体である南勢産地協議会と連携し、今後の農地管理についてアンケートを実施し、令和4(2022)年6月に10年先を見据えた集落戦略を作成しました。

アンケートでは、将来手放す意向がある園地や園地の後継者の有無等を調査し、その意向を基に色分けした地図も作成しています。このアンケートは広域協定により毎年継続して行われており、集落戦略の推進を図る一助となっています。

(3) 地域のブランドを守るために多様な人材を活用

将来にわたり地域としてのブランドを守っていくためには、かんきつの生産や園地をできる限り維持していく必要があります。

同協定では、産地協議会等と連携し、集落戦略に基づく産地一体の取組を継続するとともに、新規就農者として将来就農が期待される地域おこし協力隊の入れを継続するなど、多彩な人材により労働力の確保を図る方針です。また、同町内の学校給食へのうんしゅうみかん等の提供を通じて子供たちに職業としての農業に関心を持ってもらうとともに、みかん狩り体験等を通じて地域外から人を呼び込むことにも取り組んでいくこととしています。

第7節 鳥獣被害対策とジビエ利活用の促進

野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらす耕作放棄や離農の要因にな

るなど、農山漁村に深刻な影響を及ぼしています。このため、被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、有害鳥獣をプラスの存在に変えていくことが重要であり、ジビエ利活用の拡大に向け、より安全なジビエの提供や消費者のジビエに対する安心の確保を図る取組等が必要となっています。

本節では、鳥獣被害対策やジビエ利活用等に向けた取組について紹介します。

(1) 鳥獣被害対策の推進

(野生鳥獣による農作物被害額は前年度に比べ増加)

シカやイノシシ、サル等の野生鳥獣による農作物被害額は、平成22(2010)年度の239億円をピークに減少傾向で推移しましたが、令和5(2023)年度は、捕獲強化の取組等によりイノシシ等による被害額が減少したものの、北海道等で被害額が増加したことによりシカの被害額が増加したことや、堅果類の不作等によりクマの出没が増え被害額が増加したこと等から、前年度に比べ8億円増加し164億円となりました。鳥獣種類別に見ると、シカによる被害額が70億円で最も多く、次いでイノシシが36億円、鳥類が27億円となっています。また、令和5(2023)年度のクマ類による農作物被害額は前年度に比べ3億円増加し7億円となりました。

野生鳥獣の捕獲頭数については、令和5(2023)年度はイノシシが前年度に比べ6万8千減少し52万頭となっています。一方、シカの捕獲頭数は前年度に比べ6千頭増加し72万頭となっています。

全国各地で鳥獣被害対策が進められている一方、野生鳥獣の生息域の拡大や荒廃農地の増加等を背景として、鳥獣被害は継続的に発生しています。鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に深刻な影響を農山漁村に及ぼしていることも踏まえた、更なる対策の強化を図っていくことが必要です。

(鳥獣捕強化等に向け取組を推進)

鳥獣被害の防止に向けては、鳥獣の捕獲による個体数管理、柵の設置等の侵入防止対策、藪の刈払い等による生息環境管理を地域ぐるみで実施することが重要です。このため、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村による被害防止計画の作成や鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進するとともに、市町村が作成する被害防止計画に基づき鳥獣の捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払いや、緩衝帯の整備を推進しています。

令和6(2024)年4月末時点における、被害防止計画の策定市町村数は前年度に比べ1市町村増加の1,518市町村となりました。また、鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村数は1,256市町村、同隊員数は4万2千人となっています。農林水産省では、鳥獣被害防止総合対策交付金により、実施隊の活動や地域ぐるみの被害対策を支援しています。

また、捕獲による個体数の管理について、農林水産省では、環境省と連携し、農林業や生態系等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシについて、生息頭数を平成23(2011)年度比で令和10(2028)年度末までに半減させることを目標としています。半減目標の達成に向けて、捕獲活動への支援等を通じてシカ、イノシシの捕獲強化を図ってい

るところです。

さらに、シカやイノシシ等は、都府県や市町村をまたいで移動するため、広域的な捕獲の強化に加え、集落点検活動を通じて侵入防止柵の正しい維持管理や放任果樹の除去等といった生息環境管理等の実施を進めるなど、集落や地域が鳥獣被害対策の当事者として主体的に取り組むことが必要です。

クマ類については、令和5(2023)年に人の生活圏への出没や人身被害が増加し、甚大な被害が発生したことを受けて環境省が関係省庁とクマ被害対策施策パッケージを取りまとめました。農林水産省では、クマ類を農地に近付けないための、餌となる柿や栗の実の処分に加え、農地周辺におけるクマ類の捕獲の支援、捕獲技術者の育成・確保支援等を関係省庁と連携しながら行うこととしています。

くわえて、高齢化が進む捕獲入材の育成・確保に向けて、現場での見学・体験を内容とするセミナーの開催を支援しているほか、狩猟免許取得時の研修・講習や狩猟免許取得後の経験の浅い者を対象としたOJT研修等の実施を支援しています。

今後、野生鳥獣による様々な問題がますます深刻になると懸念される中で、改正基本法では、新たに「鳥獣害の対策」が盛り込まれました。そのため、農林水産省では、ICTの更なる活用や侵入防止柵の広域化等の一層効率的な対策を講じていくこととしています。

(事例) 地域住民が主体となったサル被害への対策を展開(京都府)

(1) 地域住民が主体となった獣害対策を継続

京都府福知山市の、6集落で地域ぐるみの農地管理を行う川合地域農場づくり協議会では、サルによる農作物被害を防止するため、地域住民が主体となった対策を長期にわたり継続するとともに、ICT機器等を効果的に活用し、被害の軽減と個体数管理に成功しています。

(2) 当事者意識の共有による体制構築とICT等の活用

川合地区では、平成15(2003)年頃からサルによる農作物被害が生生し、電気柵による圃場の防除を行っていましたが、平成28(2016)年には人家への侵入等の生活環境被害も発生しました。

同協議会では、地区内で発生するサル被害に対し、地域内での話し合いを通じ目標の設定と共有を行うことで、被害の有無に関係なく当事者意識の共有を図り、地域ぐるみの対策を実施しています。主な対策は、住民参加型の組織的な「追払い」、電気柵による「防除」、群れの数を一 定数に維持するための「捕獲」を3本柱としており、近年では、サル位置情報共有システムや遠隔で監視・捕獲が可能なICT捕獲わなの活用、電柵電圧遠隔管理システムの導入により、取組の効率化を図っています。

このような取組の結果、令和4(2022)年度のサルによる被害金額は、令和元(2019)年度の約40万円から約2万7千円まで減少しました。

(3) 地域づくりの手段として、獣害対策を展開

同協議会では、「獣害対策を継続して行うには、楽しみながら取り組むことが重

要」としており、取組の一環として、地域内の廃校をキャンプ場として活用し、キャンプ場利用者を対象にサルやクマの誘引物となる放置かきのもぎ取りイベントを実施しています。

今後とも、「川合がいつまでも川合であるために」を合言葉に、持続可能な地域づくりの一環として、引き続き獣害対策に取り組んでいくこととしています。

(2) ジビエ利活用の拡大

(ジビエ利用量は前年度に比べ増加)

食材となる野生鳥獣肉のことをフランス語でジビエ(gibier)と言います。我が国では、シカやイノシシによる農作物被害が大きな問題となる中、これらの捕獲が進められるとともに、ジビエとしての利用も全国的に広まっています。害獣とされてきた野生動物も、ジビエとして有効利用されることで食文化をより豊かにしてくれる味わい深い食材となり、あるいは、農山村地域を活性化させ、農村の所得を生み出す地域資源となります。捕獲個体を無駄なく活用することにより、外食や小売、学校給食、ペットフード等の様々な分野においてジビエ利用の取組が広がっています。

令和5(2023)年度のジビエ利用頭・羽数は、シカが最も多く12万1千頭で66%を占めており、次にイノシシが4万頭となっています。

また、令和5(2023)年度のジビエ利用量は、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落込みから回復したこと等から、前年度に比べ30.9%増加し2,729tとなりました。ペットフード向けは、ジビエ利用量の約3割を占める866tまで増加しており、このほか、動物園では肉食獣の餌に利用されるなど、新たな試みも見られています。

(コラム) ジビエ給食の取組が拡大

全国各地で野生都営獣による農業被害が生じている中、教育現場と地域社会が連携し、鳥獣被害防止対策の理解促進、地産地消・食育の推進、食文化の継承、山山村に対する関心の向上等を図る取組として、学校給食でジビエを提供する動きが広がりを見せています。

令和5(2023)年度にジビエを給食で提供する小中学校は946校となり、平成28(2016)年度の約2.5倍に増加しており、ジビエ活用校のある市町村は95市町村となっています。

大分県では、学校給食でのジビエ利用の定着や食育の推進を図るため、県内小中学校においてジビエ食材の提供や栄養士・PTA等への説明会、子供が食べやすいメニュー開発等を進めています。また、県や市町村、猟友会、23の処理河口施設等が連携し、捕獲から搬送・集荷、処理河口、販売を地域一体で取り組む体制を構築し、学校給食を始めとした需要拡大を進めるとともに捕獲圧の強化に取り組んでいます。

農林水産省では、ジビエの利活用推進に向け、捕獲・処理河口・供給・消費の各段階において、利活用推進に必要な取組や課題を共有し、関係者が一体となって取り組むこととしています。

(外食産業・宿泊施設や小売業者向けのジビエ販売数量が増加)

食肉処理施設からのジビエ販売数量については、令和5(2023)年度は消費者への直接販売が前年度に比べ減少した一方、卸売業者や外食産業・宿泊施設、小売業者向けの販売数量は増加しました。

ジビエの利用拡大に当たっては、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図ることが必要です。このため、農林水産省では、国産ジビエ認証制度に基づき、厚生労働省のガイドラインに基づく衛生管理の遵守やトレーサビリティの確保に取り組むジビエの食肉処理施設を認証しています。令和7(2025)年3月末時点の認証施設数は30施設となっており、認証施設で処理されたジビエが大手外食事業者等によって加工・販売され、ジビエ利用量の拡大につながる事例も見られています。

また、捕獲個体をジビエ利用に適した状態でより広域的にジビエ処理施設に搬入できるように、農林水産省では、解体機能を有する車両等の広域搬入機器の開発支援を行いました。

こういった機器が各地域の地理的条件等に合わせて導入されることで、更なるジビエの利用拡大が期待されます。

くわえて、需要喚起のためのプロモーション等に取り組んでおり、ポータルサイト「ジビエト」では、ジビエを提供している飲食店等の情報を掲載しています。また、令和6(2024)年11月から令和7(2025)年2月において、全国ジビエフェアを開催し、特設ウェブサイトにてジビエメニューを提供する全国の飲食店等を紹介しました。

(ジビエハンター育成研修制度の取組を推進)

有害鳥獣を捕獲しても、捕獲の方法によってはジビエに適さないため、捨てられてしまうケースもあることから、そのような個体を減らすことが必要です。このため、農林水産省では、ハンターがジビエに適した捕獲方法等の知識を学べるジビエハンター育成研修制度を令和5(2023)年度から開始し、令和6(2024)年度まで21回の研修を開催し、704人が受講しました。

また、近年ペットフードへの利用も注目される中、ペットフード原材料としてのジビエについても安全の確保が必要となっています。農林水産省では、令和6(2024)年3月にジビエペットフード製造や原料の衛生的管理等を整理したマニュアルの改訂版を作成し、処理施設等に周知しています。

第8節 都市と農村の交流による農村関係人口の創出と移住の促進

我が国では人口減少が続いていますが、このような状況下においても、農村の地域コミュニティを維持することが求められています。そのためには、農業体験や都市農業等を通じ、都市住民と農業・農村との交流を深めることにより、農村に関心と関わりを持つ「農村関係人口」を創出・拡大するとともに、都市から地方への移住・定住につなげていくことが不可欠です。

本節では、農村関係人口の創出・拡大、移住・定住の促進や都市農業等の取組につい

て紹介します。

(1) 農村関係人口の創出・拡大

(農村と関わりを持っている人は約6割)

内閣府が令和5(2023)年9~10月に実施した世論調査によると、農村との関わりについて、「農村地域との関わりを持っていない」と回答した人は約4割となっており、約6割が何らかの関わりを持っていることがわかります。また、今後の農村との関わり方として、「農村地域の特産品の購入をしたい」と回答した人が約5割となっています。

(農村関係人口の裾野拡大に向けては複線型アプローチが必要)

農村関係人口については、「農村への関心」や「農村への関与」の強弱に応じて多様な形があると考えられ、徐々に段階を追って農村への関わりを深めていくことで、農村の新たな担い手へとスムーズに発展していくことが期待されます。しかし、このような農村への関わり方やその深め方は、人によって多様であることから、農村関係人口の拡大に向けては複線型アプローチが重要となっています。

例えば農泊や農業体験で農村に触れた都市住民が、援農ボランティアとして農村の仕事に携わるようになり、二地域居住を経て、最終的には就農するために農村へ生活の拠点を移すケース等が想定されます。

また、主に都市に住む小・中学生が農山漁村へ留学する「山村留学」の人数が、令和5(2023)年度は前年度に比べ減少して632人となったものの、近年は再び増加傾向にあります。理由としては、受入れを始める学校が増えたこと、実績がある地域に安定的に参加者が集まっていることや、子供単身ではなく家族とともに留学するケースが増えたこと等が考えられます。留学を終えた子供たちが留学先の農村と継続的に関わりを持つことで、農村関係人口の増加につながることも期待されます。

さらに、都市と農村の交流によって農村関係人口を増加させ、農村における農産物・食品等の特産品の消費拡大や地域の共同活動への参加を促し、集落機能を補完する取組を進めることも重要です。

農林水産省では、農村関係人口を増加させるため、従来の都市と農村の交流に加え、農業・農村が有する様々な資源を活用して、二地域居住や農泊等を推進することとしています。

(事例) 地域ぐるみの農泊普及により、関係人口の創出・拡大を推進(栃木県)

(1) 約180軒の農家へ農泊を斡旋

栃木県大田原市の株式会社大田原ツーリズムは、同市を中心とした周辺4市町で農泊を推進しています。

同社は、グリーン・ツーリズムを推進する同市と地元の民間団体が共同出資する形で、平成24(2012)年に設立され、農泊の受入れを希望する約180軒の農家の窓口を務めているほか、体験プログラムの企画・提供を行っています。

農業が盛んで観光収入が少ない地域において、同社がまず取り組んだ事業は、農業体験を中心とした団体向け教育旅行の受入れでした。この取組では、100を超え

るプログラムを用意し、付加価値を付けるとともに、農家向けのマニュアル作成・配布や勉強会の定期開催等の農家のサポート体制を構築することで、旅行者の満足度向上に取り組み、リピーターの獲得を図っています。

(2) 個人旅行客向けの農泊を開拓

令和5(2023)年度からは個人旅行客を誘致する取組に力を入れています。農家の敷内の自宅の蔵や古民家等の改修により、個人旅行客が宿泊しやすい施設の整備を農家に促すことで、農泊の更なる普及、ひいては関係人口の増加と地域のブランド力向上を目指しています。

同社を通じた延べ宿泊数は、令和5(2023)年度には約9,400人泊に達し、農泊による関係人口の創出・拡大に加え、地域経済の活性化にも貢献しています。

(事例) 関係人口の創出・拡大で持続可能な地域社会づくりを推進(岐阜県)

(1) 関係人口の創出・拡大で地域課題を解決

岐阜県飛騨市は、令和2(2020)年度から困りごとを抱えた同市民と、地域の手伝をしたい人をウェブサイト上でマッチングする「ヒダスケ!-飛騨市の関係案内」と

いうサービスを始めています。同サービスには、農作業や景観保全、イベント運営といった、様々な分野で外部の人材を呼び込み、地域との関係づくりを推進する狙いがあります。

同サービスの参加人数は、令和5(2023)年度に延べ3千人を超え、そのうち7割が京圏や首都圏等の市外から来訪しています。

高齢化率が4割に達し人口減少が続く同市では、農繁期における農作業の担い手確保できず、農業生産に支障が出るなどの課題が顕在化していますが、同サービスによって農繁期の人員を確保できたことから、一部にはトマト等の農作物を産する農家が現れるといった成果が出てきています。

(2) 移住を希望しない都市住民を呼び込む

令和2(2020)年12月に同市が東京大学等と発表した関係人口に関する研究によると、地域の関係人口の中には、将来的に移住を希望する層より、移住をきぼうしない層の方が多いことが分かっています。そのため、同市では、関係人口の創出・大には移住促進とは異なるアプローチが必要との認識に立ち、関心・愛着が高い順に、「行動人口」、「交流人口」、「関心人口」の三つに分類し、「行動人口」にしては「ヒダスケ!-飛騨市の関係案内所」、「交流人口」に対してはイベント交等を促す「飛騨市ファンクラブ」、「関心人口」に対してはふるさと納税といった取組を行っています。

(子供の農山漁村交流を推進)

内閣官房・内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省は、都市部の子供たちが農山漁村に宿泊しながら農林漁業体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」に取り組んでいます。同プロジェクトは、子供たちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識等を育み、力強い成長を支える教育活動として、農山漁村での宿泊体験活動を推進し、都市部と地方の子供たちの交流を通じて、都市と農山漁村の相互理解を図るものです。

農林水産省では、農泊地域等の受入れ側(農山漁村)の推進体制整備や体験メニューの磨き上げ、交流施設等の整備に係る支援を行っています。

(ワーケーション需要に応じた環境整備を支援)

リモートワークが普及する中、時間や場所にとらわれない働き方として「ワーケーション」が注目されています。近年、企業がワーケーションの滞在先として地方の農山漁村を選ぶケースが増えており、地方公共団体としても農山漁村を受入れ地域として積極的にワーケーションを誘致することで、地域の活性化を図ろうとする動きが活発になっています。

国土交通省の調査によると、従業員100人以上の企業におけるワーケーション制度の導入率については、令和6(2024)年は前年に比べ4.3ポイント低下し、12.7%となっています。ただし、同調査では、ワーケーション制度の導入を検討している企業の割合は18.3%となっており、引き続き関心の高さがうかがわれます。

また、ワーケーションの導入・利用推進のため、受入れ地域や施設に対して希望する環境やサービスについては、「セキュリティやスピード面が確保されたWi-Fi等の通信環境」が54.9%で最も多く、次いで「入退室管理やシュレッダーなどのセキュリティ対策」となっています。

農林水産省では、農泊に取り組む地域におけるワーケーション需要に対応するため、施設の改修、無線LAN環境の整備、オフィス環境の整備等を支援しています。

(2) 移住・定住、二地域居住の促進

(農村への関心の高まりを背景として、地方移住の相談件数は増加傾向)

認定NPO法人ふるさと回帰支援センターは地方暮らしやUIJターンを希望する人のための移住相談を行っており、同センターへの相談件数は近年、増加傾向で推移しています。

令和6(2024)年は前年に比べ4.1%増加し、過去最高の6万1,720件となりました。

内閣官房・内閣府は、地方への移住・定住を促進するため、東京23区に在住又は通勤する人が、東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村へ移住し、地域の中小企業への就業や社会的起業等をする場合に、地方公共団体が行う取組を支援しており、令和7(2025)年度から農林水産業等への就業も新たに支援対象となることから、農業・農村への人の流れの後押しとなることが期待されます。また、総務省は、就労・就農支援等の情報を提供する「移住・交流情報ガーデン」の利用を促進しています。

(改正広域的な地域活性化法が施行)

生活拠点の地方への移動に当たっては、UIJターンのみならず、都市・地方の二地域又は多地域居住(以下「二地域居住等」という。)という選択肢もあります。国土交通省が令和4(2022)年8~9月に実施したアンケート調査に基づく推計によると、我が国の18歳以上の人口の約6.7%に当たる約701万人が二地域居住等をしていると推察されます。また、地域居住等をしていない者を対象にした調査では、約3割が二地域居住等に関心があると回答しました。

このような状況を踏まえ、都市部の企業等が地方に遠隔勤務のためのオフィスである「サテライトオフィス」を開設し、本社機能の一部移転や二地域居住のワークスタイルを実践するケースが増えており、地方においても雇用機会の創出や移住・定住の促進、新しい産業の創出に向けて、サテライトオフィスの誘致に取り組む地方公共団体が増えています。

二地域居住等を推進するため、国土交通省は令和6(2024)年11月に改正広域的地域活性化法を施行し、市町村が二地域居住等の促進のための計画を策定することで、住宅、コワーキングスペース、交流施設等の二地域居住等に必要な環境整備に係る支援を受けやすくなるようにしました。

また、同年10月、地方緒公共団体や多様な民間事業者で構成され、二地域居住等の促進に係る様々な施策・事例の情報交換、課題の整理や対応策の検討・提言等を行う「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」が発足しました。国土交通省は、これと連携しつつ、二地域居住等の機運を醸成することとしています。

農林水産省としても、農山漁村における二地域居住等の推進は、地域の活性化や課題の解決に有効な取組であるとして、受入れに向けた環境整備や定住・交流を促進するための施設整備等を支援しています。

(3) 農村の魅力の発信

(棚田地域振興法に基づく指定棚田地域は733に拡大)

棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的として、棚田地域振興法が令和元(2019)年に制定され、同法に基づき、都道府県、市町村、農業者や地域住民等の多様な主体が参画する指定棚田地域振興協議会による棚田を核とした地域振興の取組を、関係府省横断で総合的に支援する枠組みを構築しました。

令和6(2024)年度までに、同法に基づき累計で733地域が指定棚田地域に指定されたほか、指定棚田地域において同協議会が策定した認定棚田地域振興活動計画は累計で200計画となっています。

これらの地域では、耕作放棄地の再生や都市農村交流等に取り組み、棚田地域の活性化が図られた事例があるなど一定の効果が出ています。

同法は時限立法であり、令和7(2025)年3月末に期限を迎えることから、同法の期限を5年間延長するとともに、農業振興や鳥獣被害防止等の棚田地域振興に必要な事項を配慮規定として定めることとした「棚田地域振興法の一部を改正する法律」が第217回通常国会において議員立法により成立し、令和7(2025)年3月に公布されました。

また、令和4(2022)年から開始した「つなぐ棚田遺産」の認定を機に、棚田地域におけ

る企業連携を積極的に推進していくことを目的として創設した「つなぐ棚田遺産オフィシャルサポーター制度」において、棚田地域の振興に関する取組を行う企業・団体等を公式にサポーターとして認定しており、令和7(2025)年3月末時点で43の企業・団体等が認定されています。

(日本農業遺産に新たに4地域が選定)

日本農業遺産は、我が国において重要かつ、伝統的な農林水産業を営む地域を農林水産大臣が認定する制度であり、令和7(2025)年1月に新たに兵庫県北播磨・六甲山北部地域、兵庫県朝来地域、徳島県県南地域及び沖縄県多良間地域が認定され、認定地域数は28となりました。

また、世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業システムをFAOが認定する制度であり、国内の世界農業遺産認定地域は15地域となっています。

令和5(2023)年度からは、農業遺産地域の魅力を広く発信し、地域活性化を図る取組の一環として、農業遺産地域の高校生による、複数の農業遺産地域の製品を使った食品のアイデアを競う「高校生とつながる！つなげる！ジーニアス農業遺産フードコンテスト」を開催しています。

(世界かんがい施設遺産に新たに3地域が登録)

世界かんがい施設遺産は、歴史的・社会的・技術的価値を有し、かんがい農業の画期的な発展や食料増産に貢献してきたかんがい施設をICID1(国際かんがい排水委員会)が認定・登録する制度であり、令和6(2024)年9月に、我が国で新たに南原穴堰(宮城県大崎市)、龍ヶが池揚水機場(滋賀県豊郷町)及び西光寺野疏水路(兵庫県姫路市等)の3施設が登録され、国内登録施設数は54施設となりました。

農林水産省では、世界かんがい施設遺産の活用を通じた登録地域における地域活性化の取組を推進するとともに、ICID及びINWEPF1(国際水田・水環境ネットワーク)において、諸外国に向けてかんがい技術の重要性や水田農業の有する多面的機能に関する情報発信を行っています。

(「ディスカバー農山漁村の宝」に27団体と3人を選定)

「ディスカバー農山漁村の宝」は「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国へ発信することにより、他地域への幅広い展開を図る取組です。

第11回目となる令和6(2024)年度には、全国から27団体と3人を選定し、選定数は累計で345件となりました。

農林水産省では、選定された地区の活動を「ディスカバー農山漁村の宝」特設ウェブサイト等で紹介し、情報発信を行うことにより、農山漁村地域の活性化に対する国民の理解の促進を図るとともに、農山漁村の雇用・所得の創出・向上を推進します

(4) 都市農業の推進

省略